分分差押禁止）

農民イチメの調停法、新民部の改正

農家実行組合の生産者共同施設関係、生産資金融通、補助金増額

官有林入会権確認

その他「勤労農民生活要求運動」に掲げられたる諸要求が採用さるべきだ。

暴圧諸法令即時テッパイ

内部的には自衛団、救援団の結成、青年部、婦人部、少年部の確立があらう

斗争形態　方法、期間

肝心な事は尖鋭化せる個々の土地斗争を如何にして次の斗争へ結び付け発展せしめるかだ

がこの事は常に指導者が心懸くべき点だし、この事をなし得ない様ではどんな斗争もその階性の大半を決殺されるであらう。

・例へば対手の地主が町の理事者であるやうな場合、これが直ちに町村役場に対する斗争に結びつけられる事は容易だ！　誰でもが考へつく処だ、でない場合でもなさねばならぬし、容易になしとげ得る。

・個々の争議の応援のために地区の委員会を開く、そこで幾どの斗争題目で大衆を動員し、農民大会、農代会議を開くかを下相談し、それへ発展せしめる。府県又は地方代表者会議を開くのも一つの法方だ。

・これにさきだって必ず大衆党支部、全会、単独小作人組合、実行組合等の協力を求める。

（土地取上の争議は、一般農民の関心を非常にたかめるものだから、このことは他の場合より容易になし得る。そしてこの農民の気持を巧みに抜へることがこの斗争のねらひ所だ）その上で統一運動を起し、且つ持続させる方法を取る。

・農民大会、農代会議には要求項目を印刷配布する（総本部から伝単ビラを送る）

・必ず要求項目を決議し、特に土地争議の具体的事実を委しく述べ、地主町村役場、官憲、才判所小作官の不当を暴露し、土地を取られたら如何なるかを身を以って知らせるやうな、大衆的な抗議、陳情の運動を全県に斗ふ

・期間カンパニヤは五月十五日から六月十日までを一期間とする。

・五月廿日までに準備活動を終らせよ。